

2014年4月8日 339号

# 共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: [move@zenroren.gr.jp](mailto:move@zenroren.gr.jp)

## 集団的自衛権「限定容認」は詭弁

国民多数が集団的自衛権の行使容認に反対の声をあげるも、姑息にも安倍首相が検討し始めた「限定容認論」。この狙いは明確です。

「限定容認論」は、日本に対する攻撃がないのに、他国を防衛するための集団的自衛権の行使は許されずとしてきた政府解釈を、180度転換することとなんら変わりありません。また、重大なのは、「日本の存立に影響のある場合」「日本の安全に重要な影響のある場合」などの説明をつけることで、あたかも“自国の防衛”（自衛権）の一類型だという印象を与え、ごまかす狙いです。

そもそも集団的自衛権は「自衛」とは無縁であり、他国防衛と軍事同盟の権利であることに本質があります。集団的自衛権行使問題の議論を始めた与党の公明党山口代表でさえ、「政府解釈で必要最小限と言ってきたが、（自衛権で）一番大事なのは、わが国への急迫不正の侵害があるというところ」として、「他国防衛」である集団的自衛権を行使できないとしてきた、これまでの政府解釈との矛盾を指摘しています。

### 「限定容認論」いったん認めてしまえば、限らないものに

「限定される」と言葉でいくらいつても、いったん集団的自衛権行使を容認すれば、自衛隊が地球の裏側まで行くのも可能となります。消費税導入時も当時の渡辺美智雄・自民党政調会長が「小さく生んで、大きく育てる」と言いました。導入時3%だったものが、今回8%、そして10%へ引き上げようとしています。これと全く同じです。

自民党の高村氏は講演で、「日本の存立に必要な最小限度」であることなどを条件にあげました。「日本の安全に大きな影響を与える場合」などという“基準”も、安保法制懇メンバーが主張しています。しかし、それに該当するかどうかは、政治的判断になります。そもそも「重要な影響」がどのような範囲なのか自体が、まったく不明確です。

しかもその判断をするのは内閣です。秘密保護法で行政機関が秘密指定を自由にできるのと同じく、内閣が政治的判断で行動の限界を決めるということで、憲法による政府の行動規制は完全に骨抜きになるのは必至です。

領海内と公海に限定するという議論も出ています。公明党の山口代表は「公海上というだけでどこが限定されているのか」と疑問を出し、同党幹部からも「自民党は憲法解釈変更ありきだ」と批判が出ています。

### 国民は集団的自衛権の行使に反対 朝日の調査では63%に

このような安倍首相の集団的自衛権の行使容認に向けた動きに、国民世論の批判も強まっています。共同通信の世論調査では、集団的自衛権の行使解禁「反対」が57.7%に増加。朝日新聞の調査では、集団的自衛権の行使反対は63%と、反対の29%を大きく上回っています。国民の安倍内閣の右翼改憲路線への警戒感が増大し、平和志向がのきなみ高まっていることを示しました。

### とんでもない砂川判決の持ち出し

自民党の高村氏は、1959年の最高裁砂川事件判決に「固有の自衛権」という文言があることを持ち出して、解釈変更を合理化しましたが、これもまったくのゴマカシです。そもそも同事件で争われたのは、集団的自衛権の是非ではなく、安保条約に基づく駐留米軍の合憲性です。しかも判決では、高度の政治的性格を持つ問題であるとして、「司法審査には原則としてなじまない」と正面からの判断を避けたのです。

「主権国として持つ固有の自衛権」に言及してはいますが、時代状況からいっても、自衛隊と個別的自衛権の合憲性が争われ、米軍への基地提供が問われていた時代で、集団的自衛権は焦点にはなっていませんでした。判決を容認の「根拠」とすることは暴論です。



実際、判決直後にも岸信介首相（当時）が、「密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛する集団的自衛権は、日本の憲法上、日本は持っていない」（1960年3月31参院予算委）と答弁しており、その後集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府解釈が確立したのです。砂川判決以降、50年以上、集団的自衛権の行使を否定してきたのに、いまになって、「実はここに根拠があった」などといってもまったく通りません。

## 古賀氏 集団的自衛権“一度穴開けると拡大簡単”と指摘

5日、自民党の古賀元幹事長はテレビ東京の番組にビデオ出演し、集団的自衛権行使について語りました。行使容認のための憲法解釈変更について問われ、「あくまでも憲法改正が筋道だ」と主張するとともに、「私が一番懸念しているのは、いったん憲法解釈（変更）で穴を開けると、どんな小さな穴でも広げることは簡単だ。だけど、閉じることは難しい」と述べ、「限定」容認論にも事実上反対する考えを示しました。

この間一部マスコミでは、「古賀氏も『限定』容認論を受け入れた」などと報道されていましたが、これを否定するコメントです。

また古賀氏は、「次はこういうポスト(役職)が回ってくるのではないか」という期待を、みんな政治家は持っている。それによって発言ができなくなっている」と発言。夏の内閣改造をちらつかせ、集団的自衛権行使容認に慎重な党内議論の締め付けをはかる安倍首相に異論を口にできない実態を明らかにしました。

### //各地・団体のとりくみ//

#### 福島・白河

#### 安倍内閣の悪政を糾弾

#### メガステージ、新白河で訴え

憲法を守る白河共同センターニュースより



19日(水)午後、宣伝カーを使いメガステージと新白河の団地で訴え、チラシを150枚配りました。安倍内閣の憲法違反の13分野の悪政を糾弾、「力を合わせて政治を変えよう」との訴えに、若い人がじっと聞いていました。3人が参加しました。

#### 平和と生活権を守れと宣伝

29日3時半から、本沼三光寺前・久田野駅前で宣伝カーから訴えました。チラシ70枚を配布、4人が参加しました。

### 「戦争する国」づくり許すな 特定秘密保護法廃止へ！全国交流集会

<プログラム>  
講演/国会報告/行動提起/交流 + 講演「戦争する国」にむけ暴走する安倍政権、  
集団的自衛権と秘密保護法（仮題）

**渡辺 治氏**  
（一橋大学名誉教授）

昨年、「戦争する国」づくりの第一歩である秘密保護法に対し、国会前と全国で、かつてない規模の運動が展開されました。そしていまそのエネルギーは、法の廃止・撤廃を求め運動として展開しています。

集団的自衛権行使の解釈改憲に向け、安倍首相の暴走・暴言が繰り返されています。それを許さないために、秘密保護法廃止の断と行動を強め、通常国会期間中の廃止法案提出を断固として要求します。

「戦争する国」に向け、国民を総動員しようとしている安倍自公政権の政治動向をつかみ、全国各地の秘密保護法廃止運動を交流し、国民的運動に発展させましょう。

**4.12 (土)** 13:30~16:45 資料代500円  
会場 文京区民センター3A  
〒113-0033 東京都文京区本郷4丁目15-14 電話 03-3261-9007

呼びかけ 憲法会議 〒101-0051 千代田区神田神保町2-10 神保町マンション202 電話 03 (3261) 9007  
賛同 国民教育協会、自由法連盟、新緑会、全労連、全日本医師会、全労連、日本弁護士連合会、農林連、博労連、民権同盟 (以上18団体)

注文受付中！

#### 新「憲法リーフ」

- ◆体裁 A6版 8ページ 観音びらき
- ◆価格 3円(送料別)
- <2> 9条をなし崩しにする集団的自衛権行使容認
- <3> 紛争は「平和的解決」が世界の流れ
- <4> 秘密保護法は廃止！
- <5> 日本と世界の宝
- <6> 小選挙区制は廃止！
- <7> 憲法は誰のもの？
- <8> ストップ戦争！  
声を上げよう



見本は、ホームページに掲載

## 憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！